

平成十八年五月十二日受領
答弁第二四〇号

内閣衆質一六四第二四〇号

平成十八年五月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する再質問に対する答弁書

一について

公文書とは、一般に、公務所又は公務員が職務上作成する文書を意味するものと承知している。

二について

外務省員手帳（以下「手帳」という。）は、外務省がその職員の執務参考用に作成した文書である。

三について

外務省において確認できる範囲では、平成十三年一月及び平成十五年六月にそれぞれ七千部の手帳が作成されている。

四について

平成十五年六月の手帳の作成の費用は、百六十一万七千円である。

五及び六について

外務省としては、手帳が職員の執務参考用に作成されたものであること等を踏まえて回答したものである。外務省としては、いわゆる国民の知る権利については、十分尊重されるべきものであると認識してい

る。